

～ 制度調査部情報 ～

2006年5月1日 全3頁

自己資本比率 と公的資金注入

制度調査部
吉井 一洋

金融機能強化法による申請第1号

【要約】

2006年4月28日、豊和銀行は、金融機能強化法に基づく公的資金注入の申請を行った旨を公表した。同法による公的資金注入の最初の例である。

地域金融機関の場合、自己資本比率が4%未満の場合は早期是正措置が適用される。早期是正措置の予防として、あるいは、早期是正措置による経営改善計画・資本増強計画の一環として公的資金注入の申請が行われることもありうる。豊和銀行の場合は後者である。

2007年3月期から信用リスクをより精緻に反映した新しい自己資本比率規制が導入される。内容がよくない債権等を抱え込んでいる地域金融機関が、金融機能強化法による公的資金注入の申請を期限である2008年3月末までに行い、自己資本の増強を図る可能性もある。

2006年4月28日、日本経済新聞の朝刊では、次のように報じていた。

金融庁が、「大分県の第二地方銀行である豊和銀行に対し、100億円超の公的資金を注入する方向で検討に入った」

「豊和銀行は金融庁の検査により、地元の建設業向けなどで不明朗な融資が相次ぎ発覚し、自己資本比率も「不良債権処理で国内最低基準の4%を下回る水準へと大幅に下がった」

豊和銀行は「28日に・・・今年3月期の業績見通しの下方修正を発表する。同時に西日本シティ銀行に増資引き受けを要請する。西日本シティ銀行は・・・増資に応じる方針」

これにより金融庁は豊和銀行の「経営再建が可能」と判断し、「金融機能強化法を初適用する」。

同日の夕方、豊和銀行が発表したプレスリリースでは、次の点が明らかにされた。

抜本的な不良債権処理により2006年3月期は当初予想を上回る最終損失となる見込みである。

その結果、自己資本比率は国内基準適用行が維持すべき4%を下回る見込みとなり、28日に金融庁から早期是正措置命令を受けた。資本回復策を含む経営改善計画を提出する。

既に資本回復策に着手しており、西日本シティ銀行による30億円程度の出資を受ける予定である。これにより自己資本比率は、2006年9月までに4%を十分に上回る水準まで回復する見込みである。

地域の取引先からの第三者割当増資等も検討しており、これらの方策により2006年度中に自己資本比率8%台への道筋をつける。

資本回復の取組みに万全を期すため、金融機能強化法による国の資本参加の申請を行う方針である。

早期是正措置とは、金融機関の経営の健全性を早期にチェックし是正を求めるため、自己資本比率が一定水準を下回った場合に、監督当局が是正措置を発動し、銀行等の自己努力による経営改善を促すというものである。国内基準適用行の場合は、自己資本比率が4%未満であれば経営改善計画の提出・実行が求められる。2%未満であれば、自己資本充実計画の提出（作成）・実行が求められたり、配当の禁止、資産の圧縮、業務の縮小など様々な制約を受ける。1%未満であれば業務の

大幅な縮小等、0%未満なら業務の全部・一部の停止が求められる。

表 早期是正措置の内容

自己資本の充実の状況に係る区分			措置（命令）の内容
	国際統一基準適用 金融機関（注1）	国内基準適用金融 機関（注2）	
非対象区 分	自己資本比率が 8%以上	自己資本比率が 4%以上	
第1区分	4%以上 8%未満	2%以上 4%未満	経営の健全性確保のため合理的と認められる経営改善計画の提出（作成）・実行命令
第2区分	2%以上 4%未満	1%以上 2%未満	次の自己資本充実のための個別措置の実施命令 自己資本充実計画の提出（作成）・実行 配当・役員賞与の禁止又は抑制 総資産の圧縮又は増加の抑制 通常取引条件に照らし不利益を被るものと認められる条件による預金・定期積金等（高金利預金等）の受入れの禁止又は抑制 一部の営業所の業務の縮小 本店を除く一部の営業所の廃止 子会社又は海外現地法人の業務の縮小 子会社又は海外現地法人の株式又は持分の処分 銀行業の付随業務、証券業務、担保付社債信託業務等の縮小又は新規の取扱いの禁止 その他金融庁長官が必要と認める措置
第2区分 の2	0%以上 2%未満	0%以上 1%未満	自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等のいずれかを選択し、その実施が求められる
第3区分	0%未満	0%未満	業務の全部又は一部の停止命令

（注1）海外に営業拠点を有する金融機関

（注2）海外に営業拠点を有しない金融機関

公的資金の注入に関しては、2004年8月に「金融機能強化のための特別措置に関する法律」（いわゆる「金融機能強化法」）が施行され、地域金融強化に向けた制度が導入されている。その概要は次のとおりである。

- ・銀行等が2008年3月31日までに、預金保険機構に対して、公的資金の注入を申し込むことができる。
- ・申込銀行等は、期間を3年以内とする経営強化計画を提出する。
- ・経営強化計画には、収益性・効率性等の数値目標とその達成のための方策、責任ある経営体制の確立に関する事項、信用供与の円滑化等地域経済活性化のための方策、経営責任及び株主責任の明確化に関する事項などを記載する。
- ・組織再編成を伴う場合は、その具体的内容と実施時期、組織再編成を伴わない場合は、経営安定化計画の終期が来ても数値目標が達成されない場合の経営責任を明確にする事項（代表権を持つ取締役等を退任する等）を盛り込まなければならない。

主務大臣は当該計画を審査し、要件を満たす場合に限り、公的資金注入の決定を行う。公的資金の注入決定のための要件としては、次のものが挙げられる。

- 収益性・効率性の向上が見込まれたこと
- 経営安定化計画が円滑・確実に実施されると見込まれること

地域活性化のため適切なものであること
 公的資金の回収が困難でないこと
 適切な資産査定がなされていること
 破たん金融機関や債務超過の金融機関等でない
 抜本的な組織再編成（合併、営業の全部譲渡、会社分割による営業の全部承継）が行われること
 抜本的な組織再編成が行われない場合は、経営基盤安定化のために必要な措置が講じられていること
 地域経済にとって存続が不可欠であること

- ・自己資本比率が4%未満の銀行で、抜本的な組織再編成が行われない場合は、地域経済において主要な役割を果たしている銀行等であるか、資本の自力調達はその銀行の経営実態に応じて適切かつ相当程度に行われているかを勘案する。
- ・協同組織金融機関の場合は、会員の出資及び中央機関等による優先出資等の引受け等がその協同組織金融機関等の経営の実態に応じて適切かつ相当程度に行われているか、地域密着の事業展開に重きをおいているかを勘案する。

公的資金の注入が申請金融機関等の自己資本充実の状況に照らし計画の実施のために必要な範囲であること

注入する公的資金は次の方法による

国内基準適用行 自己資本比率4%以上・・・普通株式への転換権が付された議決権制限優先株式
 自己資本比率4%未満・・・上記の他、普通株式も可能
 協同組織金融機関・・・優先出資、劣後ローン

豊和銀行の場合は、早期是正措置適用に伴い、資本回復策を含む改善計画の一環として公的資金注入による自己資本増強を申請した。自己資本比率が4%未満であり、抜本的な組織再編成を予定していないため、公的資金注入の是非については、地域経済で主要な役割を果たしているか、資本の自力調達が適切かつ相当程度に行われているかも含めて、判断される。

しかし、金融機能強化法による公的資金注入は、そもそも早期是正措置の発動の有無に関係なく申請できる。自己資本比率4%維持しているが、あまり余裕が無い地域金融機関が、この制度があるうちに公的資金注入の受けることで自己資本を増強するとの判断が働いてもおかしくはない。

2007年3月期から、新しい自己資本比率規制（いわゆる「バーゼルⅡ」）が導入される。地域金融機関の場合は、標準的手法を採用する銀行が多いと思われる。中小企業・リテール向けの融資等や住宅ローン債権のリスク・ウエイトは標準的手法でも大きく下がる。株式のリスク・ウエイトは標準的手法であれば100%のままである。しかし、信用状態の悪い企業への融資等のリスク・ウエイトは引き上げられる（注）。延滞債権に対しては、引当率が低ければ、高いリスク・ウエイトが適用される。高いリスク・ウエイトを回避するためには引当率を上げる必要がある。どちらにしても、自己資本比率の低下要因となる。

（注）もっとも、全ての事業法人向け融資等に対して、現行どおり100%のリスク・ウエイトを適用することもできる。

いずれにしても、新しい自己資本比率規制では、従来よりも信用リスクの状況が自己資本比率に反映されるようになる。地域金融機関の場合は、不良債権の処理にもまだ温度差があるようであり、申請期限である2008年3月31日までに、金融機能強化法に基づく公的資金の注入を申請する地域金融機関が出てくる可能性もある。